

議案第 25 号

大野市立学校タブレット端末使用規程案

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

G I G A スクール構想に伴い、児童生徒に一人一台タブレット端末を貸与することに関し、必要な事項を定めるため

庁中一般

各出先機関

大野市立学校タブレット端末使用規程を次のように定める。

令和3年3月 日

大野市教育委員会

### 大野市立学校タブレット端末使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市立学校（以下「学校」という。）に整備されているタブレット端末の使用に関し、その使用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(タブレット端末の使用目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育課程（以下「教育課程」という。）にのっとり学習の質及び効果の向上並びに学習内容の定着に活用する目的において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用できるものとする。

- (1) 教育課程にのっとり学習に使用する場合
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(管理責任者)

第3条 タブレット端末の管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、各学校の校長とする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、大野市情報セキュリティポリシー（平成23年全部改訂）の例により、情報セキュリティ対策を講じるとともに、第5条に規定する使用者の使用状況を把握し、適切な指導を行わなければならない。

2 管理責任者は、タブレット端末に障害、事故等が発生したときは、速やかに教

育委員会に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 タブレット端末を使用できる者(以下「使用者」という。)は、各学校に在籍する児童、生徒及び教職員とする。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、管理責任者の指示に従い、タブレット端末の取扱いに十分注意しなければならない。

2 使用者は、タブレット端末の使用後は、不用なデータを削除した上で、定められた保管場所に保管しなければならない。

(禁止行為)

第7条 使用者は、タブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第2条に規定する使用目的以外の使用
- (2) 校外への持ち出し(教育委員会が許可した場合を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、タブレット端末の管理上不適切な行為

(使用の制限)

第8条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善指導を行うものとする。

2 管理責任者は、前項の指導後も使用状況の改善が認められない場合は、当該使用者に対しタブレット端末の使用を制限することができる。

(アプリケーションのインストール許可)

第9条 使用者は、管理責任者の許可を得て、タブレット端末にアプリケーションをインストールすることができる。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合に限る。

- (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。
- (2) 教育委員会が認めたものであること。

(障害・事故)

第10条 使用者は、次に掲げる障害、事故等が発生したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損若しくは紛失したとき、又は盗難にあったとき。
- (2) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき。

(3) ID、パスワード、個人情報等のデータが第三者に漏えいした可能性があるとき。

(4) データの改ざん若しくは抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。

(弁償の義務)

第11条 故意による毀損、紛失・盗難等の事故又はその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合は、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。

(その他)

第12条 タブレット端末の使用に関して、本規程に定めのない事項が発生した場合は、管理責任者と教育委員会が協議の上、対処するものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月 日から施行する。